

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年9月30日

鳥取県中部総合事務所長 木本 美喜

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県中部総合事務所電話交換機設備ほか更新業務

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(4) 入札方法

ア 入札は、紙入札により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の額を含めた契約申込金額とすること。課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その業種区分が電気通信機器類の電気通信機器及び建物等の保守管理の電気通信設備管理（運転保守）のいずれにも登録されている者であること。

(5) 平成27年4月1日から本件調達公告の前日までの間に、電話交換機設備及び電話料金管理装置の更新実績（工事を含む。）を有する者であること。

(6) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。
ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

(7) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所県民福祉局会計総務課

電話 0858-23-3988

電子メール chubu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和7年9月30日（火）から同年10月15日（水）までの間にインターネットの鳥取県中部

総合事務所県民福祉局ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/chubu-kenminfukushi/>) から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和7年9月30日（火）から同年10月15日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は午前9時から正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）郵便等による入札

不可とする。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和7年10月28日（火）午前10時 即時開札

イ 場所

〒682-0802 鳥取県倉吉市東巖城町2番地

鳥取県中部総合事務所1号館B棟1階 入札室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、持参又は郵送により4の（1）の場所に令和7年10月15日（水）正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件調達公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件調達公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

なお、予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 仕様書中の契約条項を契約書に記載する場合において、契約書の様式に合わせるため、当該契約条項の趣旨を変えないで用語を変更するときがある。